北本市デリバリー等業態転換支援補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛要請等により、売上が落ち込んでいる市内飲食事業者のうち新たにデリバリー、テイクアウト又は移動販売（以下「デリバリー等」という。）に業態転換を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和６３年規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者及び同条第５項に規定する小規模企業者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　市内に本店、主たる事業所若しくは本社機能を有する事業所を有する者又は市内に事業所等の住所を有する個人であって、令和２年４月１日までに開業している者

⑵　当該事業が日本標準産業分類上の分類大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち、中分類７６（飲食店）に該当する事業を営む者

⑶　市税等を滞納していない者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象としない。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２２年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

⑵　国及び法人税法（昭和４０年法律第３４条）別表第一に規定する公共法人

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有するもの

⑷　政治団体

⑸　宗教上の組織又は団体

⑹　前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者

　（補助対象経費及び補助対象事業）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内店舗に係るデリバリー、テイクアウト又は移動販売のいずれかへの業態転換に要する経費（以下「補助対象事業」という。）であって、別表に掲げる経費とする。

２　補助対象経費は、令和２年４月１日から８月３１日までの間にデリバリー等への業態転換を開始した者が、当該業態転換を開始した日から起算して６０日以内に必要とした経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に４分の３を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は２０万円（テイクアウトにあっては、５万円）のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、北本市デリバリー等業態転換支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　北本市デリバリー等業態転換支援補助金に係る収支予算・決算書（様式第２号）

⑵　履歴事項全部証明書の写し。ただし、個人にあっては、開業届の写し又は営業届出済証明書若しくは許可書の写し（営業に係る許可が必要な業種のみ）

⑶　市税に係る完納証明書（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けている者にあっては、当該徴収猶予に係る通知書の写し）

⑷　令和元年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。ただし、個人にあっては、令和元年分の確定申告書Ｂの第一表及び第二表の写し（確定申告をしていない場合は、令和２年分の市県民税申告書の写し）並びに令和元年分所得税青色申告書の１ページ及び２ページの写し

⑸　申請時に既に業態転換を行っている場合にあっては、補助対象事業を新たに開始したことの根拠となる書類

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請をした者に北本市デリバリー等業態転換支援補助金交付決定通知書（様式第３号）を通知するものとする。

２　市長は、前項の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して６０日以内に、北本市デリバリー等業態転換支援補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　⑴　北本市デリバリー等業態転換支援補助金に係る収支予算・決算書（様式第２号）

⑵　収支決算書に係る補助対象経費の領収書等

　⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、北本市デリバリー等業態転換支援補助金確定通知書（様式第５号）により当該補助対象者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条　補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、北本市デリバリー等業態転換支援補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１１条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

　（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　　容 |
| 需用費 | 消耗品（容器類、梱包・包装資材等）の購入に要する費用 |
| 役務費 | 通信運搬費等 |
| 車両費 | 配達用自動車等の車両借上料、移動販売用の車両改造に要する費用 |
| 販売促進費 | 広告宣伝費、ホームページ作成料等 |
| その他 | 市長が特に必要と認める経費 |